

【新郷支部】

市民座談会懇談内容（概要）

令和4年10月16日（日）13:30～15:00

①羽生市立小中学校適正規模審議会の委員及び再編審議状況

（質問）

羽生市立小中学校適正規模審議会の審議委員の選出基準や再編審議状況

（回答）

羽生市立小中学校適正規模審議会の委員は、規定により「学校の校長」「学校のPTA会員」「学識経験者」「公募による市民」となっている。

審議会では、西・南中学校区の小学校の再編成について、本年度から令和6年度末までを目途に再検討を継続するため、これから新たに委員を選任する予定。

委員の選出については、西中・南中学校区の7つの各小学校区にお願いをし、各小学校区内で話し合いのうえ、委員の選出をしていただきたいと考えている

委員が決定次第、審議会を開催していく予定。

（質問） 審議会が始まったら、その状況等も教えてほしい。

（回答） 随時、お知らせしていきたい。

（質問） 審議委員の人数は？内訳は？

（回答） 現在の規定は15人だが、人数や内訳も今後検討する。

（質問） 令和6年度までのロードマップを作るべきでは？

（回答） 令和6年度末までに基本方針を示すこととなっているのが現状のスケジュールとなっている。ロードマップ作成は検討したい。

（質問） 市議会で、地元の方との話し合いをするとのことであったが、どのような状況か？

（回答） 話し合いは今後実施予定。

(質問) 審議委員の役割を、自由に発言できるよう明確に決めた方がいい。地元への報告などまでは求めるべきではないのでは？

(回答) 参考にしていきたい。

(質問) 統廃合案は、県内での学力がもう少し上げてから行うべきでないか？

(回答) 学力の伸びは数値として表れている。再編はゼロベースから考えていきたい。

②将来の義務教育学校について

(質問)

施設分離型の小中一貫校、施設一体型の義務教育学校を目指すとの説明がある。令和元年の説明会では新郷第一小学校の児童は、岩瀬小そして南中。中学校は、新郷第一小学校の児童は、現在と同じく西中の方が通学しやすい。施設分離型の小中一貫校の児童は、そのまま施設一体型の義務教育学校につながるのがよいのではないか。

(回答)

基本方針では、小中一貫教育を進めるため、小学校を再編成し施設分離型の小中一貫校を設置することとしています。そして、施設の建て替え時期と必要規模を考慮しつつ、将来的に中学校とその学区内の小学校を再編成し義務教育学校を設置する計画。

西・南中学校区の再編成は、ゼロベースから再検討する。施設分離型の小中一貫校の生徒は、学区を変更することなくそのまま施設一体型の義務教育学校につながるような計画となるよう考慮する。

(質問) 中学校区は現状のままというのが当初の案だったかと思うが、今後、審議会の内容に疑いのないように説明はほしい。

(回答) 情報提供足りなかった点は申し訳ない。今後、オープンに審議を進めていきたい。

(質問) 義務教育学校を作る時期にもよるのではないか。40年後には中学校は2つでもいいのではと思う。

(回答) 現時点では、目安として、校舎の建て替え時期などは40年後くらい。今後、生徒数や社会情勢なども考慮して検討するものとなる。

③新たにできるゴミ焼却場でのゴミの分別について

(質問)

羽生市と行田市で建設が始まったゴミ焼却場について、現在の羽生市焼却場の決まり等が、どのように変わるのか。以前、鴻巣・北本等での建設予定の焼却場は、焼却温度が超高温になり、何でも燃やしてしまうと聞いたことがあります。

(回答)

現在の「羽生市清掃センター」は、昭和58年の稼働から間もなく40年が経過して老朽化が進んでおり、建て替えが必要な状況。行田市と具体的な協議を重ね、令和4年4月1日に、「行田羽生資源環境組合」を設立した。建設予定地は、小針クリーンセンターの東側隣接地になる。

スケジュールとしては、令和4年度、5年度の2ヶ年で建設のための調査や計画づくりなどを進め、令和6年度にはゴミ焼却施設などの建設工事に着手、令和9年度中の稼働を目標としている。整備する施設は、「ゴミ焼却施設」「不燃・粗大ゴミ処理施設」を計画している。

また、新たに「剪定枝資源化施設」を整備し、剪定枝は、焼却処理せずにチップ化・堆肥化するとともに、ビン・カン・ペットボトル・古紙類の資源物をストックできる「資源物ストックヤード」も計画している。

ゴミ収集は、各市がそれぞれ行う計画としている。

今後の分別区分は、行田市と分別方法に大幅な違いがないことから、現在の分別区分を基本としつつ、先述の「剪定枝の資源化」や、プラスチックやビニール類のゴミを「燃やせないゴミ」から「燃やせるゴミ」へ変更し「サーマルリサイクル」を行うことの2点が主な変更点となる。

廃プラスチックの処理は、今後、国の動向を注視しながら、現段階では、エネルギー回収型廃棄物処理施設として、プラスチックゴミは焼却処理し、その熱源を利用して発電していくなどの計画としている。

新たな清掃センターの運用面や収集日の扱いなど、詳細は今後調整のうえ、決定していく。方向性がまとまり次第、順次、市民の皆様へ周知する。

(質問) 先日の新聞に、鴻巣市のゴミ処理施設から脱退についての報道があったが、埼玉北広域清掃組合が今もあり、行田市は2つの組合で締結していることとなるのか？

(回答) 同組合は、行田市と鴻巣市の旧吹上町分の燃えるゴミの処理を行っている。行田羽生資源環境組合とは別の組合となる。

(質問) 現在の清掃センターの跡地利用は決まっていないか？

(回答) 新施設稼働後に、解体することとなるが、跡地の利用は決まっていない。

④空き家について

(質問)

年々、空き家が増えている。相続人等の後継者が責任を持って、空き家を管理してくれれば問題無いが、他市県や他地区で自分の住まいを構え、親の空き家まで管理できない。また、相続放棄したのではと言われることもある。木々は年々大きくなる。どうすれば良いか。

(回答)

今年度は、自治会の皆様にご協力をいただき、現在「空き家状況調査」を実施している。お礼申し上げたい。

空き家の状況としては、平成29年度の調査として、市内全域で602件、うち新郷地区は61件、約10%の空き家を確認している。傾向としては、5年前の調査よりは増えているかと思う。

空き家の管理は、基本的に、管理者責任が前提となるので、適切な管理を促すこととなる。周辺に悪影響を及ぼすなどの苦情をいただいた場合には、環境課で現場状況を確認のうえ、所有者等を確認し、所有者等に対して適切な管理を促す文書を、送付し指導している。

相続放棄については、「相続財産管理人が選任されるまで、その土地や建物などの財産を管理する義務がある」と規定していることから、ご理解を頂けるように粘り強く指導しているのが現状となっている。

(質問) 調査の中で空き家がどなたの管理かがわからないことがある。転入者や転出者の情報などを市から地域に共有できないものか。

(回答) 自ら自治会に加入することになれば、地区内で情報等が共有されるかと思うが、個人情報扱いから、市から提供することは出来ない。お困りの案件があれば、別途ご相談頂きたい。

【その他】

(質問) 羽生インターチェンジ南側の空き地について今後の予定はあるか？

(回答) 当地は、民間での開発をするという方向。地権者の約8割が同意した上で、計画がまとまれば進められると考えている。市としても、開発がスムーズにいくように支援していきたい。